

近世西海捕鯨業における鯨組の諸断面：益富組・中尾組について

秀村，選三
九州大学：名誉教授

<https://doi.org/10.15017/1547107>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 50, pp.63-83, 2007-10-31. Manuscript Library, Historical Records Section, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



近世西海捕鯨業における鯨組の諸断面

— 益富組・中尾組について —

秀 村 選 三

はじめに

近世西海捕鯨業については、これまで幾つかの論文や史料の複刻などをしてきたが、対象の大きさに対して文字通り九牛の一毛にすぎない。院生時代に処女論文を書いたのは肥前国名護屋組の無足人であったが、このとき地域の民衆、とくに無足人のあり方を宗門人別改帳・御用帳等で探り、それは鯨組との関係に関心を持たせてくれた。⁽²⁾戦時中魚雷艇に乗り疾駆した西海への郷愁から一九四八年秋漫然と訪れた生月島一部浦（長崎県平戸市生月町一部）で、漁協に古文書の所在を尋ねて益富家を教えられ、同家で初めて鯨組の古文書に接した。⁽³⁾その後訪れる度ごとに新しく見せていただく文書の量が段々と殖え、最後には母屋の二階に導かれて幾つもの長櫃、櫃、帳簿等々に収められた膨大な数の文書に驚いて、藤本隆士・武野要子・松下志朗氏をかたらい（その後、当時院生だった江藤彰彦・今野孝・鳥東京一氏らも加わり）、その整理、採録に何回も益富家を訪れた。まだ平戸島・生月島へは架橋されてなく、平戸口から船で行く時代で、船（太古丸）も小さかった。屢々荒波にがぶられたが、松浦の海と島や鯨見張番所のあった山を眺め、遠く捕鯨の海を見ることが出来た。御崎の納屋場や轆轤の跡も訪ねたが、それも今は

ない。朝日学術奨励金の交付を受けて、数年、秋の空が冴え海の色が一段と蒼さを増す頃に藤本隆士・武野要子両氏とともに対馬・壱岐・五島の島々を廻り、西海捕鯨業の舞台の広大さを知った。しかも五島の有川では、かつての鯨組の人々の子孫が南極捕鯨へ出かける身内を盛大に送っているのに出会い、捕鯨の船や技法は変わっても、なお捕鯨の伝統が脈々と生きているのに驚いたこともあった。

しかし研究の面では、益富家文書のみに限っても、あまりにも膨大な文書のために、たとえ一局面を明らかにしても、全体をよく見ていない不安感に常につきまとわれ、各自それぞれの研究はしたが、なかなか体系的な考察をすることができなかった。藤本隆士⁽⁴⁾・武野要子⁽⁵⁾・松下志朗⁽⁶⁾・鳥巢京一⁽⁷⁾・末田智樹⁽⁸⁾の研究が発表されているが、なお益富家文書はじめ西海地域の捕鯨関係の文書は膨大であり、さらに関連する玄海・瀬戸内の浦々、村々、また各地の鯨組、関連する各藩制、上方以西各地の商家との金融、取引等々を考えると、まさに無限の大海である。今後多数多くの研究者には是非取り組んでいただきたいと切に願っている。わが国が真に捕鯨の再開を目指しているのなら、わが国の捕鯨の歴史が原始、古代以来、ことに中世末、近世以降いかに盛んな産業であったか、それも単に鯨肉や鯨油の利用だけでなく、鯨の巨体の一切を有効に利用する、云わば「鯨文化」を持つ国であったことを世界に知らせ、この伝統を主張するためには捕鯨業、捕鯨史に関する研究を推進する学問的気迫がなければならないと思う。

私としては長年鯨組に心を留めながらも他分野、他地域の調査、研究に追われて、気がつけば既に「日暮れて道遠し」の感であるが、もし時がなお与えられるならば、若い日から関心をもち続けた鯨組の史料を愚直に読解しつつ、せめて労働組織、労働関係の一端なり、鯨組を成り立たしめた西海地域の浦や村の民衆との関連を明らかに出来ればと思っている。小稿はそうした思いから思いつくままに鯨組の二、三の断面のささやかな考察である。

一 益富組の居浦から組への要望

肥前国生月島の益富家は本拠を一部浦におき、生月島の北端の御崎に多くの納屋を設置し捕鯨の基地とした。益富組の最も主要な基地で、ここを根拠とする捕鯨組織は御崎組と云われる。また捕鯨業の組主の姓を冠して益富組・中尾組などと呼ばれた。益富組は御崎のほかにも各地に捕鯨基地を置いている。たとえば肥前大島、平戸島津吉、壱岐の勝本・前目、肥前五島の瀬戸、黒瀬、筑前大島等々である。これらは地名を冠して御崎組・津吉組……と呼ばれた。これらの基地には大納屋・小納屋・骨納屋・筋納屋・道具納屋……があった。

例年捕鯨の準備として九月頃から「前作事」⁽⁹⁾がなされ、各地から職人や日雇（常日雇）が入りこんでくる。十一月から翌四月位までの捕鯨期には、各地からの勢子船・双海船・持双船ほか多くの船が来て乗組の加子の多くの人数が加子納屋や民家を借りて入り込み、さらに納屋も職人・日雇（定日雇）の人数も多くなり、ことに一旦鯨を捕獲すると居浦（据浦）は勿論、周辺の浦や村から多数の日雇を受け入れ、各地から商人等も入込んで、まさに「鯨一本七浦浮かぶ」と言われるほどの盛況であった。それだけに鯨組としては基地である地元の「居浦」には種々の恩恵を与え、居浦としては鯨組への期待や要望も大きかったと思われる。

次の文書は年代、場所は不明であるが、益富組の或る居浦から鯨組に対する不満や要望の一端が窺える。

所中申出書出し⁽¹⁰⁾

当浦鯨組生月益富組数年居浦被仰付置候処、近年地下之者共不帰依之振合ニ付、相糺候処左之通申出候

一 鯨漁事有之候節、前方之儀も大なや^(附題)女日雇老若、鯨小切として入込み候処、近年若女耳入込、少々年比之者或も妻女等之儀耄人も不申候事

一 百姓中田方虫用意明シ油入用丈之分油所ニて調達いたし置旨、納屋方へ及相談候ても差出不申、甚難渋仕

候

一 かんたら、はななみ等之儀、嶋中兎角も不埒之儀等無之様、兼て主人方厚被相制候得共、間々心得違之者鯨肉聊ちぎり取候を見当候得も、打擲し勿論踏けられ無限□之致方有之、其上婦人も帶引ほとき恥さらし候儀も有之か二申出候

一 漁事有之節、大小納屋^の為日雇稼朝七ツ時出浮候時も朝飯も差出候得共、夫昼時迄相稼、昼飯時二相成候得も昼飯納屋方差出不申、銘々宿元^の引取食事仕候

一 御領内並他領之者も鯨組勢子船数十艘之乗組老艘向人別在家壹軒宛借切、年々壹春之□□滯仕候、右乗組之内如何様悪病仕出候早速医者^のも懸、乗組^の看病仕候ても段々大切之容躰二相成、在家^の罷帰養生仕いたし度旨納屋^の及相談候ても、暫□差免不申、右様之悪病不得止事、二三日も留置候得も其宿家内^の自然と跡引等有之、間々難渋之儀御□^(座カ)候

一 生月鯨組最早数年当所居浦二付ては次第之我俣ニて、常々支配人始納屋人共横着、終日之地下^の日雇方出入之者共二も詞懸□□^(不申カ)、帰服不仕候

一 是迄支配人共組直リ・組揚此両度ニは横目御役所、庄屋^の御見廻□候処、昨年組揚リ之節、勢右衛門^の故障申立不罷出、其外之支配人共耳參申候、当春組揚之節勢右衛門儀不快之由ニて不罷出、外支配人參候て横目役所土間^の立なから□之仕置二引取申候、勢右衛門儀惣支配人二候得此者第一罷出、始末之礼儀有之度愚案仕候処、右様之当 次第我俣ニ相成候□

一 以前も定日雇中^の鯨切出、春中三度計宛切桶三盃宛配當いたし呉来候処、近年□処□□□□段々相談仕候ても聞入不申、先格相外候段申出候

一 鯨拾五本収納日雇賃十五ノ七百八十三文程請取申候

右之通申出候

右の史料によれば、益富組がこの数年わが浦に納屋場を置いているが、以前と違い「地下」の民衆が組に対して不満に思っているようであるとして、次のように幾つかのことを挙げている。

(1) 捕獲した鯨の処理で以前は鯨の小切に老若の女日雇を雇い入れていたのに、近年は少し年頃の者や妻女は一人も取らず、若い女のみ雇っていること。(2) 百姓が田方の防虫用や明かりの油の入用分を組の油所に交渉しても出してくれないこと。(3) 「かんだら」や「はなかみ」^①などの不正行為に対して(多少大目に見るべきに)制裁が厳しすぎること。(4) 「漁事」の際に大小納屋への日雇に朝飯は出るが、昼飯は出ないので宿元へ引き取り食べていること。(5) 領内、他領からの勢子船数十艘がくるが、一艘ごとに家をかりて獵期一春(この場合は春組のみであつたらしい)を借りている(納屋群のなかには加子納屋があるが、民家を借ることもあつた)。彼等の内には悪病を患い故郷に帰えし養生させたいと納屋へ相談しても直ぐには許してくれず、借りている民家との間でも難渋すること。(6) 数年居浦が続いて、支配人^②や納屋人が横着になつて、地下(居浦の民衆)からの日雇方へ出入の者に言葉もかけないこと。(7) 以前は組み直りと組揚げの時には横目役所と庄屋には支配人が挨拶に来ていたのに最近はおろそかになっている。惣支配人は始末の礼儀はあつてほしい。(8) 以前は定日雇には三度ばかり鯨を切り出して切桶三益ずつ配当してくれていたが近年は無く、相談しても聞き入れず、以前からの慣行から外れている、などであつた。

以上は益富組と居浦の関係が数年続いて相互に慣れあいがあつたためか、「所中」の不満や要望を組に申し出たものである。益富組には各年の日記が多数残っている、具体的事例などを見出し得るであろう。今後の課題である。「所中」は居浦の民衆とともに、居浦周辺の浦や村の者の不備や要望も含まれていたかもしれない。

二 益富組における「若衆訓戒控」

捕鯨の労働過程は沖場と納屋場にわかれる。沖場は海上における捕鯨の行程で勢子船・双海船・持双船・双海付（網付）・納屋船など数十艘で、ほかに見張の流番船がいた。納屋場は捕鯨の準備をする「前作事」と捕獲後における鯨の解体・加工がなされるもので、大納屋・小納屋・骨納屋・筋納屋・油壺場、油貯蔵・米蔵はじめ多くの蔵があり、さらに勘定納屋や加子納屋等々があり、夫々の組、場所、年代によって人数は異なっていた。納屋では別当のもと帳役・書役があり、若衆（聞取ではワツカシ）は納屋の作業の管理、経理、諸種の連絡に当った者で、たとえば弘化三年冬の若衆割（組名不明、御崎組か）での役割は蔵懸二人、天間（伝馬）二人、探り二人、魚棚三人、釜後殿一人、同中殿一人、奥殿二人、西東殿イ（丁場より一人ずつ廻り々々）、□附二人、丁場掛り十四人、外廻り（一人ずつ）四人等の名前が挙げられている。年度、組によって人数の多少はあり、安政七年の御崎組では二十二人、道具納屋三人、筋納屋二人、勘定納屋一人、同年の江島組では、二十一人、道具納屋三人であった。⁽¹⁵⁾

これらの若衆に対して訓戒を指示した文政五年（一八二二）午十二月十五日「若衆訓戒控」なる文書があり、若衆の仕事の一端が示されているので、ここに掲げる。もともと破損、虫損が相当あり、読み難い箇所がいくつもあ

（表紙）
一 文政五年

若衆訓戒控

午十二月十五日

〔⁽¹⁶⁾〕

何レも心得の事

一 轆轤場重立候者ハ魚之方轆轤の方まかせ、おさえ綱之かわり、衆人怪我あやまち無之様ニ心ヲ付候事第一、扱又東西ニ別レ、若キ者共へも一方斗ニ居^{不カ}□申様ニノ、日雇頭ニ日雇ヲ舞さ□不行届節ハ若者□も申付、自分目先ハ人ヲ立セ不申、魚ハ浜轆轤場東西一はい一目ニ見渡シ、支配人之方ヲ時々無油断度々見候て、支配人之目ニ懸リ候様、我身ヲ立ふるまい候て、手様眼様ヲ早クさとリ候者上々之若衆也、若キ者ハ轆轤場東西ニ別レ、轆轤一本ニ兩人ニ居不申、轆轤式本ヲ壺人ニて出情廻らせ候者其次也、兎角日雇、船手、小納屋之者其外、人ヲ能遣イ候ヲ第一之事ニ候、人無数之節ハ自分ニてもまき候事同し、轆轤ニても道具之大小^{よりカ}□日□人数之多少ヲ考^ル見分、東西人配リ致候事、見物人多ク共、支配人東西之轆轤場見通シ之邪魔ニ相成リ候処ハ立セ不申様氣ヲ付候^事□、支配人之眼ニあたらず様ニ、人影ニ居候者ハ□^下之下なり、道具々々ハ綱配之儀ハ、支配人之役ニ候得ハ差図ニまかせ、自分之持前之役ヲ無油断相勤候事第一之事ニ候

一天間之義ハ綱に付めぐり之時迄丈夫ニ氣ヲ付、綱も長きニ能々氣ヲ付、譬少シ隙入ニ相成リ候てもあぶなき事ヲ不致、念ニ念ヲ入レ怪我あやまち無之様致シ、魚切・中切・綱差之仕事ふるまいニ能々氣ヲ付、右之者共ヲ無用ニ立セ不置、無油断出情為致、若シ綱さしニても無用^{之カ}□節ハ魚之もたえ不置様致シ、猶又轆轤場支配人之方ヲ無油断見□□手様々ニ差図ヲ早□□とり斗らい之事、かんだら・ほこ船、我船近辺ニ寄セ不付、ともも□いて前後左右浜轆轤場迄も一眼見通ニ相成リ候様、我身ハ先ニ立ち振るまい居候事、一人ニて□□も前後左右行届兼候節ハ、浜若衆若手之内誰レニても其時之時宜ニまかせ乗らせ候て、ほこ船・かんだら・鍵付等を以□させ候て、矛□・納屋道具境能□差入レ、浜もまさ上ケ候道具ニても若^{衆カ}□ハ氣付差図致候事、是又・綱配リ之儀ハ支配人差図ニまかせ候事

一 浜若衆之儀、銘々請持之小納屋道具^境□能々念入、僂略無之様銘々人之差図ヲまたず出情、無人数ニも有之事

二候□□我受持之事ニかきらす、他人之受持ニても相互心ヲ附出情致候事、次ニハ我身之前後左右ニかんだら、かぎ突寄不付、小納屋日雇ニても道具取り人、或人□其道具之多少模様ニ寄見斗取らせ、尤はたかなり居不申、日雇人□寄付不申、小納屋若衆たり共、自分之□□前後左右邪魔ニ相成候者ハ遠ざけ、轆轤場支配人之眼邪魔ニ不相成様、小納屋道具之□□不相成様致居候て、道具境致候者上□之若なり、道具ニ綱付候迎も自分之手ニて不致、綱さし□能遣ひ候若衆こそ若衆之役なり、自身ニ綱ヲ持扱候者ハ綱さしより候も同様之事なり、乍然其時之模様ニよりてハ別当る自身ニ綱扱候義俣有之事ニ候へ共、只今之ふり合ニてハ何れも綱□□之様ニ轆轤場相見へ候

一節角^{ツツ}かんだらも追々日雇入候者まま有之、日ニより候てハ少々無数様ニも相見得候ニ付、此節ニ至りかんだら浜中^{ハマナカ}に寄セ不付様致候て、譬^{たとへ}に小納屋道具之品ニても少□□ニても取らせ不申様致度候、次第二かんだら無数相成り可申、ほこ船迎も御役□連ニ相届ケ候へ共、不行届ニ付てハ此うへハ平戸へ達シ方ニも可致事ニ候へ共、余り事立事ゆへ取行セさへ不致、最初に近辺邪魔相成候船へハ汐□リかけ候ゆへ、より付不申様ニと申渡置候て、其□□寄附之船に乗組中不殘あたまり五舳中幾度ニても汐くりかけ寄付不申様致、其うへ兎角之儀も轆轤場を見分致居候事ニ付、小納屋天間ニても道具近辺邪魔ニ相成り候船ハ寄付不申事、且又小納や道具取若衆、此方天間乗り其者之前後左右よりきられ、□と船□られ候様相見へ候、左候へも右小納屋若衆見通シ之邪魔ニ相成り候事故、乗せ不申様ニと申付候、小納屋方付出之次第ニより候ても若衆人完^完ハ心得方ニより乗せ可申哉、綱さし東西中ニと、う□^{ウツ}に上り候ふり合者ハ在間^{マヤ}ところ相改メ申様浜立若衆并轆轤□□若衆共ニ氣ヲ付、東西之浜へ取り設ハ勿論之事也

荒増右之心得を以いつれもかんだら・鍵突・ほこ船、大納屋道具は不及申ニ小納屋道具たり共近辺ニ寄附不置様支配浜に眼配り、少し猶予も出来候得も、綱配り之義ハ天間并浜轆轤場若衆人配り不致ニても支配人之

役ニ候得も無油断差図方致事ニ候得共、前文之通り轆轤場立之若衆ハ何方^に居候やト見物人・日雇・若衆一ツニ相成、支配人之差図ヲ見候者無之、浜立若衆ハ道具境之轆轤場^を見通シ不被成様人影ニて致かんたら■
■^ハ我別前左右ニ[□]置、支配人少シ間ニても脇目致候へも直ニきられ候様致置、ほこ船是又少シ目油断致候へも天間之内ニあるものほこ船^を突れ取られ候様致置候ニ付ても、魚^を浜[□]処少シ之間も目油断^{不_レ也}
相成、依之自分受持之綱配リ不行届、若衆ハかんたら・ほこ船・小納屋之者^を遣われ、支配人ハ若衆^を遣われ候様之ふり合ニ相成り、其格^く之請持之義、次第ニ不行届様ニ相成り候事ゆへ、いづれも年立候者得と相考、若キ者へ毎晩申おしへ候事第一之事ニ候

筋之義、大坂并当国ニても組方外商売之筋、年々余分有之候風説書有之、当年之義ハ格別ニ吟味可致心得之事左之通り

両組

一筋納屋え筋持込相渡候[□]之内、不行届不埒於有之も、大納屋支配人を初若衆中可為越度事

一筋納屋若衆無人ニ付、浜立其外行届間敷ニ付、同所若衆之義も添ニ致置候て大納屋若衆其道具^く筋取義念ヲ入候事、たとへ不用[□]一寸二寸之切筋ニても小納屋赤身^に附置候義、支配人見当リニおひてハ、其道具懸^り之若衆中屹度不相濟事

一第一天間乗能々心ヲ付怠無之様相斗候事

一大骨たき身ノ筋別当見分之品ニて若衆改、別当指図之うへ筋取り跡赤身相渡候事、譬筋無之赤身ニても別当

同然ニて若衆え改させ候うへならで小納屋え不相渡、右之趣大骨納屋^ハも屹度申渡置候事^ハ^{ハ脱力}[□]一小納屋不行届義於有之も、大納屋道具相仕廻候うへ、大骨たき赤身一切別当浜立仕廻之上見分相渡シ可申、此趣得と申通シ置候事

一 開之筋是又右同断ニ相心得候事、大納屋^わも屹度申通シ置候事

一 大骨たきノ筋

一 開之筋

一 背之筋

右何れも其道具ノ受持之者浜ニて取候俣別々ニ致シ置、大納屋ニ上ケ何レも別々ニ懸ケ候事

一 丸ノ切通り之筋も不及申、念入レ候事

一 寄合筋大納屋ニて取ニ不及ゆへ、別ニ相替義有之間敷事

一 右之通り筋□□ニ限候事ニても無之候得共、一鉢道具取候節無情大様致シ不行届若衆之義之勤場所引下ケ、

右ニ準シ賃銀・所務・濡代ホ一切引下ケ可申事、出情致シ候者も別当其心得可有之事、又万一少シニても身

欲之義於有之ニ隙呉可申

午冬

筋納屋心得之事

一 大納屋若衆中^わも別紙書附を以申渡シ置候得共、大納屋之義も筋耳ニ懸居不申、筋納屋若衆之義も筋耳ニ懸り居申事ゆへ、其所得と勘弁、不行届者も大納屋若衆同様勤方賃・所^⑧・濡代ホ引下ケ可申事

其外大納屋同様之事、依之格別目立候様氣ヲ付致出情、行届兼候節ハ大納屋若衆中^わも夫々無怠様一々申通シ、是又不行届節ハ其所々支配人方え少シも無遠慮申達候事、若シ此義不行届ものハ前文之通り相斗らい可申候一筋納屋殿り方一切之儀ハ不及申念入候事

一 筋納屋中支配人其外若衆筋之義もの一切定居之人數間用、他行、宿見舞一寸にても遣候節ハ齊藤七左衛門へ相達可申事

右之条々於相背ハ訖度曲事可申付事

右之ヶ條若衆ニ不限、別当ニ至リ候ても得と勘弁可被致候

午

以上

十二月十五日

この「訓戒」は多岐にわたっているが、

(1) 鯨を浜に引き上げる時の轆轤の綱さばきについて、全体をよく見渡して支配人の目にかかりやすい所に立ち支配人の意図を察して、日雇・船手・小納屋の者、そのほか人々をよく使うこと。

(2) 伝馬船に乗って指示する時は、轆轤の綱の長さに気をつけて魚切・中切・綱差の仕事に気を配り、前後左右に気をつけ、かんだら・ほこ船を寄せ付けず、時宜により若衆の若手も乗せて気を付け差図すること。

(3) 鯨引き揚げの浜で働いている若衆は受け持ちの小納屋の道具の区分に気をつけて、道具近辺に邪魔になる船はよせつけないこと、大納屋の道具は勿論小納屋、道具に綱をつけて綱差をよく使うこと。

(4) 浜立の若衆も轆轤場若衆もかんだらをきびしく取り締まること。かんだら・鍵突・ほこ船等でかんだらをする者の取り締まり。かんだらは見物人の小さい盗みから船で来て鍵付け、矛船で大きく盗むものもあるので、邪魔になる船をよせつけないようにすること。小納屋道具取りの若衆が伝馬に乗り、その前後をきびしく取り締まらねばならない。

(5) 大坂や当所でも組方外の筋の売買が年々余分にあるという噂であるから、特に吟味することを両組に達している。両組とは、ここまでの訓戒は御崎組の若衆宛で、これからは他の組(益富組経営の御崎組以外の他の組の意味であろう)へも示したもので、筋納屋へ筋を持ち込む時に不行届き、不埒があるときは大納屋支配人

をはじめ若衆の落度とする。

(6) 筋納屋の若衆は人数が少ないので浜立には行き届かず、大納屋の若衆がその道具々々で筋を切取るが、たとえ一寸、二寸の不用の切筋でも小納屋への赤身に付け置くならば、その道具係りの若衆を罰する。

(7) 大骨炊き身の筋は別当見分の所で若衆が改め、別当の指図で筋を取り、赤身をきめる。たとえ筋の無い赤身でも、別当の目前で若衆が改めた上でないと小納屋へ渡さないこと。大骨たき筋・開の筋・背の筋も同じ。いずれも浜で取ったまま別にして大納屋へ上げる。

(8) すべて道具取の節に不行き届きの若衆は勤め場所から離して、賃銀・所務代・濡代等一切を引き下げる。出精の者は別当にその心得あるべきこと。我欲の者は解雇する。

(9) とくに筋納屋心得として、筋納屋若衆は筋のみに関わっているので、不行届きの者は大納屋の若衆同様に勤方賃・所務・濡代等を引き下げる。

(10) 筋納屋「殿堂」(註(14) 参照)に念をいれること。

(11) 筋納屋中、支配人そのほか若衆筋の者、定雇の者が他行したり、宿見舞へ遣わす場合は斉藤七左衛門(役職未詳、別当か)へ相達すること。

などであった。若衆の職務の全貌は窺えないにしても、若衆が納屋勤めの中核として勤めていたことは明らかである。なお「かんだら」についてはきびしく取り締まっており、いかに「かんだら」が多かったか推察される。鍵突・ほこ船はより大きな盗みで、また道具を盗むこともあったようである。鍵突、ほこ船の原義はよく分らない。今後彼等の組織、職務等をさらに詳しく探り、納屋の実情を明らかにするように努めたいと思う。

三 佐賀藩の草場佩川・船山父子と鯨組主中尾家

肥前国多久出身の儒者で佐賀藩の著名な漢詩人であった草場佩川⁽¹⁷⁾は文化七年（一八一〇）朝鮮通信使の來日の時に、師の古賀精里が対馬に赴くに際し師に願つて随從した。対馬へ渡海の時、唐津藩主は呼子浦にて対馬へ行く幕府の要職の旅情を慰めるため、鯨船六隻をもつて捕鯨の技を実演せしめた。このとき佩川もこれを見学することを許された。⁽¹⁸⁾その後対馬への途中、杓岐勝本浦では鯨組主の土肥家に泊まり、島の者から捕鯨についてかなり詳しく聞き取り、記録していた。⁽¹⁹⁾これについては、さきに「附驥日記」によつて紹介したことがあり、土肥組の組織についての聞取調査として貴重であるが、勢子船四十一隻、持双船十六隻に対して双海船の四十四隻は均衡を欠いているように思われる。聞取の誤りではないだろうか。

その後文政三年（一八二〇）正月には小川島に渡り、日記（表題無、文政三辰 四巳）の正月十八日には「呼子より」曉発、航小川島、適得観捕鯨、主中尾守礼、遇庄島某等」とあり、十九日二八「守礼亦送余等航名古屋、途詣田島祠、観望夫石：遂宿呼子浦」とあり、二十二日夜の二更には多久の家に帰った。廿六日には「鯨魚紀行起筆」と記し、彼の著作「松浦古跡 付捕鯨記事」のなかに捕鯨の実態を見学した時のことを記している。この捕鯨の見聞記事はさきに紹介した。⁽²¹⁾この時彼が「観捕鯨行」という詩を賦していることにもふれたが、この詩は「珮川詩鈔」巻二におさめられている。⁽²²⁾もともと『日本農書全集』に収録の「小川嶋鯨鯢合戦」中に引用の「観捕鯨行」⁽²³⁾は、校注者も指摘しているように、最後の四句は広瀬淡窓の詩が誤つて書き継がれているもので、ここに改めて全文を掲げる。

観捕鯨行 庚辰

久聞南蛮西域大夜叉克掣噬虎之獅子與獸象之蛇、又聞北海東洋豪悍客能打戴陸之鼃與吞舟之鰐、心飛魂蕩幾年

近世西海捕鯨業における鯨組の諸断面

時、始観梅^{ハナ}豆^{マメ}羅捕鯨之一奇、雲夢八九蹄涔耳、十洲影絶碧無涯、脩爾腥風吹自北、陽侯威力運天池、陣陣倒衝青天雨、銀山層架鉄山来、怪底鯤化鵬將擊、天吳水仙紛交馳、摠海^{名舟}網罟天来大、設施幾重左右会、擲空鏢矛如雨氷、艇子葉乱駕澎湃、就中一箇手劍索、突入不測穿領鬚、探驪搏蛟只尋常、輪箇勇功実卓落、君不見皮島毛文龍、苦戰支敵任折衝、又不見韓海李舜臣、奮勇血戰竟投身、韓海皮島亦不遠、迄今潮波猶赤渾、血滴淋漓人臂矛、輕舳鵲掠占魁返、時呼万歲浦上巔、廠中擊鼓舟叩舷、幾基軋軸卷巨組、橫海魚王就掣牽、屠手募遍燕趙士、百千附麗似螻蟻、飛來啄肉亦瑞禽、觀者牆進窄汀沚、蠟皮鋸骨無全牛、腸曹肉局巖網紀、運輸功力忽移山、昔日肉林胡得比、鯨戸饋吾種種堂、尾刷豎羽百尋腸、為典海漕劍菱酒、喫着九十九腴肪、咄滿地殘膏賸賦無人爭、安得才如漢陳丞相平、分諸四方囊蚩聚雪之貧學生與含藜茹菽之窮氓

この詩は漢詩文の教養の乏しい私には難解のため、以前に荒木見悟先生にこの詩の読み下しと解釈をお願いしたことがあった。屢々捕鯨史関係の会などで市民から尋ねられることがあるので、私のみが恩恵を受けるのではなく、広く知っていただきたいので先生の御教示を次に掲出させていただく。

捕鯨を観るの行

久しく聞く、南蛮・西域の大夜叉は、克く虎を噬むの獅子と、象を敵るの蛇とを撃す、と。又聞く、北濶・東洋の豪憚の客は、能く陸を戴くの鼈と舟を呑むの鰐とを打つ、と。心飛び魂蕩くこと幾年時、始めて梅豆羅の捕鯨の一奇を観る。雲夢の八九は蹄涔のみ、十洲の影絶えて碧涯なし。脩爾たる腥風北より吹いて、陽候の威力天池を運らす。陣陣倒まに衝く青天の雨、銀山層架して鉄山来る。怪底鯤の化せる鵬の將に撃せんとし、天吳水仙紛として交馳するかと。摠海の網罟は天来の大、設施幾重左右に会す。空に擲つ鏢矛は水を雨ふらすが如く、艇子葉乱せる澎湃に駕す。就中一箇は劍索を手にし、不測に突入して領鬚を穿つ。驪を探り蛟を搏うるはただ尋常のみ、箇の勇功の実に単落たるに輪る。君見ずや、皮島の毛文龍は、苦戦敵を支えて折衝に任せし

を。又見ずや、韓海の李舜臣は、勇を奮い血戦して竟に身を投ぜしを。韓海と皮島はまた遠からず、今に迄るまで潮波なお赤渾なり。血滴淋漓として人矛を臂にし、輕刳鷗掠し魁を占めて返る。時に万歳を呼ぶ浦上の巔、廠中に鼓を撃ち舟は舳を叩く。幾基の軋軸は巨紐を巻き、海に横たわる魚王は掣牽に就く。屠手は募遍せる燕趙の士、百千の附麗は螻蟻に似たり。飛来して肉を啄うもまた瑞禽、観る者牆進して汀沚窄し、皮を輓にし骨を鋸りて全牛なく、腸曹肉局綱紀を嚴にす。運輸の功力忽ち山を移し、昔日の肉林胡んぞ比するを得ん。鯨戸吾に饋りて種種嘗めしむ。尾刷堅羽百尋の腸。為めに典す海漕の劍菱酒。喫着す九十九の腴肪、咄、満地の残膏腴膩人の争うなし。安んぞ才、漢の陳丞相平が如きを得て、諸を四方の囊螢聚雪の貧学生と含藜茹菽の窮氓とに分たん。

〔解釈〕

私はずっと以前から、南方や西方の未開地に住む大悪党どもは、虎をかみ殺す獅子や象の血をすする蛇を思いのままにやつつけると聞いていた。また北方や東方の海中に住む荒くれの盜賊どもは、(海中)の島を背負うほどの亀や舟を飲み込むほどの鰐を手打ちにすると聞いてきた。ここ何年来そういう光景をみたいものと心をわくわくさせてきたが、今度始めて梅豆羅で鯨を捕る奇觀を目にすることができた。昔、中国の楚の国には雲夢の沢を初め、これと比肩する湖水が八つも九つもあったと言われるが、そんなものは眼前の大海原に比べれば、ちっぽけな水たまりに過ぎない。仙人が住むと言われる十箇の島影も視界から消えて、碧はてしない大海原である。北方からなまぐさい風がさあっと吹いてきて、高く白い波の威力はこの天然の池をくつがえす。一波一波は青天に向かつてさかさまに雨を吹き上げ、山なす銀波は重なり重なって鉄壁のように人を寄せつけない。これはひょっとしたら『莊子』齊物論篇にみえる)鯢という大魚が突然形を変え鵬(鳳)という大鳥になってふるい立とうとし、海の神と水の仙人が入りまじって馳せ合っているのであらうか。摠海(双海)から放った網は天上から降ってきたかと思われ

るほど大きく、何重にもしつらえて左右から取りかこむ。加子がつぎつぎと大空に向かつて投げ放つ銚は天から水が降ってきたかのようにであり、加子は渦巻いて沸きたつ海中に乗っかる。中でも一人の加子は縄のついた剣を手にし、危険をまかえりみず鯨の口中に突入してその顎に突き刺す。世間では驪龍（黒い龍）の領下の珠を探り取るとか蛟（みずち）を捕らえるのを格別勇敢なこととするが、それなどはありふれたこと、この剛勇な人物のけたはずれにすぐれているのにはとても及ばない。見るがいい。（遼寧省にある）皮島で清軍を相手に戦った毛文龍は幾度か苦戦しながら敵の矛先を抑えたことを。又見るがいい。朝鮮の海で大活躍した李舜臣は、勇気を振り起し激戦を続けたあげく、ついに一身を犠牲にしたことを。この朝鮮の海や皮島の事件は決して遠い昔のことではない。彼らの流した血は今日に至っても海流を赤く染めているのだ。（今、鯨をしとめたその）したたる血は盛んに流れて加子は銚をかき抱き、捕った鯨を軽舟にのせて真つ先に帰港する。その時浜辺の丘の上では万歳を叫び、つきぬけの納屋の中では太鼓をならし、船上では舷（みぞはた）をたたく。何台かの轆轤には大きくみひもを巻き、海面にうかぶ鯨の巨体はぐるぐる巻きにされている。鯨をしとめる男は、広くなりすぎた豪気者ぞろい（それに対し）たくさんの見物人は蟻のようなもの。どこからともなく飛んできて、鯨の肉をついばむのも、この大きな獲物を祝するめでたい鳥だ。それを観る群集が塙（かき）のように並んで、浜辺はぎつしりと人で埋められている。鯨の皮を車裂きにし、骨を切るともとの姿はない。腸のたぐいや肉の固まりをしつかり縄でしばり、力をふりしぼって、それを運ぶとすぐに山を移すように移動した。昔の人は酒池肉林の宴会をしたというが、そんなものはとても比較にはならない。鯨組主が私に鯨肉をすすめて、あれこれ食べさせてくれた。鯨の尾や鰭、それに幅の広い腸、そのために海上輸送された伊丹の銘酒をお礼として差し出した。ほとんどの脂身を食い尽くしたが、何たることだ、地面一杯に食べ残しの脂身が散らかっていても誰もそれを食べようとしなないとは（たらふく食べたからであろうが、それにしても勿体ないことだ）。あの漢代の名宰相陳平は祭りの時、肉を公平に分配したことで有名だが、そのような才人が出現して、

この残った鯨肉を天下の、蛍の光や窓の雪明かりで勉強している貧書生や粗末な食物ばかりたべている貧乏人に分けてやりたいものだ。

〔参考。最後の所は佩川の社会観を示すものですが、これは杜甫の手法を真似たものです。ここの頭註に「結処大有『杜老心腸』、亦有『杜老筆法』」（結びの処は、大いに杜老（杜甫）の心腸あり、また杜老の筆法あり）」というのはそのことを指します〕。

（以上、荒木見吾先生のご教示を御紹介させていただいた。）

この草場佩川の長男船山も儒者として著名であるが、彼の日記（草場船山日記）には呼子の中尾甚六（小川島組の組主）とその嫡子綱太郎と親しく交わっていたことが屢々窺える。綱太郎は嘉永七年四月に船山の塾に入塾しており四月八日に「呼子浦中尾甚六嫡子綱太郎并医師古館桂太郎と申人、一両日前より罷越居候二付、則招飲、但、綱太郎義、叔父仁三郎同道也、其入塾相成候也」⁽²⁵⁾とある。

このほか船山日記の中には中尾家、中尾甚太郎に関する記事が散見される。たとえば「為長州方二付運漕一條二付、唐津呼子中尾甚六殿罷越候」（文久三年十月朔日条）とあるのは、長州藩征討について船を多くもつ中尾組に佐賀藩の多久領主としては（唐津領と境を接して近い）ため、軍勢、物資の運漕を中尾組に頼ったのではあるまいか。また

「⁽²⁶⁾朝呼子中尾綱太郎為米相談罷越二付、今晚於別当御勝手方役々一同出會、今夕明朝御暇……朝綱太郎并手代柴田民左衛門私宅招呼、酒差出候」（慶応四年七月廿一・二日条）

とあるのは、多数の人員を抱える鯨組としては大量の米を各地から購入しており、（たとえば肥前名護屋組大庄屋松尾家の名護屋組文書の中にはその事例が多い）おそらく多久領の米の購入の件についてではなかったかと思われる。

そのほか、中尾甚六・網太郎の名は日記中に散見し、船山が呼子に行っているのも見出すのである。⁽²⁶⁾

また以前に佐賀県多久で絵馬の調査をした時、今野孝氏に同地域の経済史関係の絵馬として、旧多久領内、北方^{きたきた}の炭鉱絵馬、稻主神社の四季農耕の絵馬とともに、多久梶峯神社の捕鯨絵馬を撮影して頂いたことがあり（これは市場直次郎氏が紹介されている）⁽²⁷⁾、最近細川章氏より、草場船山の日記『文久二年壬戌九月改、同三年癸亥 日録』の文久三年十月条に

「廿六日ヨリ晦日迄 梶峯社御年祭

上ヨリ御寄進絵馬一対、并職人ヨリ同一対、相認候事」⁽²⁸⁾

と書かれていることを教えられた。多久神社の拝殿に掲げられている捕鯨の絵馬には「文久三年亥十月」と奉納の年月があり、この時のものであるう。「相認候」と記しているのがどういう意味なのか、船山が画いたのか、それとも別の意味か。船山も父佩川と同じように絵画をよく画いているので、おそらく彼が画いたのであるう。ともかくこの絵馬は文久二年（一八六一）十月吉辰に杣中・石工中・鍛冶中・金具工中・大工中から奉納されており、捕鯨の図は中央に網に追いこまれている鯨、網を仕掛けた双海船六隻、鯨を追跡している加子船数隻、加子船の一隻には一番親父が采配を振っていたり、羽差が鉾をもって立っている舟等が描かれている。それにしても、これらの職人が多久梶峯社に奉納していることは多久領の者が相当いたのであるうか、また鯨組は中尾組以外にも名護屋など幾つもあったので、中尾組とは断定できないにしても佩川がかかわっているのは中尾組である可能性は大きいと思う。

以前小値賀島で捕鯨の絵馬に接したことがあったが、剥落がひどくよく判別することができなかった。多久の絵馬は剥落が進んでいるが、まだよく見得るので、今のうちにその保存に心を用い、レプリカなど作ってほしいと思うものである。

注

- (1) 「徳川期九州における捕鯨業の労働関係」(一)・(二)〔九州大学「経済学研究」第一八卷第一・二号 一九五三〕「西海捕鯨業」(『江戸時代図誌』22 藤本隆士と共著 一九七六)「近世後期肥前小川島捕鯨業の一断面」(『経済学研究』第四六卷第一・二合併号 一九八二)「近世西海捕鯨業に関する史料」(一) (二) (三)〔久留米大学「産業経済研究」第三六卷第四号・第三七卷第一・二合併号 一九九六〕「幕末期西海捕鯨業における益富組労働組織の一史料」(『産業経済研究』第三八卷第三号 一九九七)・「近世西海捕鯨史料」五島黒瀬組定(『久留米大学比較文化研究所紀要』第一八号 一九九八)「近世西海捕鯨業における生月島益富組の創業」(『久留米大学比較文化研究所紀要』第一九号)「近世西海捕鯨史料」前目定目写(『産業経済研究』第三八卷第一号 一九九八)。
- (2) 「無足人に関する一考察」(『日本史研究』第九号 一九四八)「処女論文から半世紀を経て新史料に接して」(『経済史研究』第五号 二〇〇一)。
- (3) 平戸市生月町一部益富哲朗氏所蔵。虫害、湿損甚だしかったため、現在は福岡市総合図書館に預託。わが国の捕鯨史関係の文書では最もまとまった誇るべき史料であり、将来は国なり長崎県が松浦の海近く(たとえば益富家屋敷内など)に保存・閲覧・研究の施設を設けることが最も望ましいと私は思っている。
- (4) 藤本隆士「幕末西海捕鯨業の資金構成」(『福岡大学創立三十周年記念論文集』一九六四)・「西海捕鯨業経営と福岡藩」(宮本又次編『商品流通の史的分析』一九六七)・「鯨油の流通と地方市場の形成」(『九州文化史研究所紀要』第二二号 一九六七)・「近世西南地域における銀錢勘定」(『福岡大学商学論叢』第一七卷第一号 一九七二)・「近世西海捕鯨経営と同族團」(一) (二) (福岡大学「商学論叢」第一九卷第四号・第二〇卷第一号 一九七五)・「捕鯨図誌『勇魚取絵詞』考」(福岡大学創立四五周年記念論文集 一九七九)・「史料『有川鯨組式法定』」(一) (二) (福岡大学「商学論叢」第二八卷第四号・第二九卷第一号 一九八四)。
- (5) 武野要子「杓岐捕鯨業の一研究 益富組小納屋の分析」(『福大創立三五周年記念論文集 商学編』・「史料 前目勝本鯨組永統鑑」(福大「商学論叢」第二四卷第一号 一九七九)。
- (6) 松下志朗「西海捕鯨業における運上銀について」(『福大創立三五周年記念論文集』商学編 一九六九)。

近世西海捕鯨業における鯨組の諸断面

- (7) 鳥巢京一『西海捕鯨業の史的研究』九大出版会 一九九九。ほかに益富組関係では「西海捕鯨小史」(FUKUOKA STYLE VOL. 12. 一九九五)「江戸後期蝦夷地における捕鯨開拓」『福岡大学商業論叢』第四三巻第三号、一九九九)あり。
- (8) 末田智樹『藩際捕鯨業の展開』御茶の水書房 二〇〇四。
- (9) 前作事。前細工とも言われる。秀村、前掲「徳川期九州における捕鯨業の労働関係」(二) 七〇―七五頁参照。
- (10) 益富家文書 四六二号(書綴)。
- (11) 鼻紙の意か。鼻紙代(軽微な報酬)の略で、軽微な「くすね」の意であろうか。
- (12) 支配人については次の「若衆訓戒控」にも見えるが、役割帳などにはあまり見受けえない。一般的に納屋経営の上層部を示すものか。後考を俟つ。
- (13) 弘化三年午冬「御崎組若衆羽指割」(益富家文書一一九三号)。
- (14) 殿は「殿リ」又は「殿イ」と読め、しんがり(最後の始末をする)の意か又はとのい(宿直)の意か。後考を俟つ。
- (15) 安政七「申春羽指若衆割」(益富家文書一二五七号)。御崎・江島両組について記載する。
- (16) 益富家文書 二五二号。
- (17) 草場佩川については『多久市史』第二巻(多久市 二〇〇二) 八六六―八八六頁「東原岸舎後期の儒学者の交流(草場佩川)」(武田耕一執筆)に詳しい。
- (18) 佩川の「附驥日記 西」(岩瀬文庫所蔵)の文化八年四月二十三日条には、勝本浦について「人家五百、見二三富豪、東濱有屠鯨場、」と記し、「宿土肥某家、(別亭某)捕鯨之長也」とある。三好嘉子校註『草場佩川日記』上巻(西日本文化協会 一九七八)には、なぜか二十日から二十四日の記事は省略されている。
- (19) 「附驥日記」文政八年四月二十六日条(三好校註『草場佩川日記』上巻五九・六〇頁に所収)。
- (20) 前掲『草場佩川日記』上巻二二三・四頁。
- (21) 前掲、秀村「近世後期肥前小川島捕鯨業の一断面」。
- (22) 「佩川詩鈔」。(肥前草場韓棟芳稿、男廉夫立大・龔生仙客全校)。
- (23) 『日本農書全集』58漁業 1(農山漁村文化協会 一九九五) 三七二・三七三頁。

- (24) 荒木見悟「草場船山 その人と学問」(荒木監修・三好嘉子校注『草場船山日記』西日本文化協会 一九九九)。
- (25) 『草場船山日記』二二四頁。
- (26) 今右、三三三頁、四七五頁、四七六頁、四九九頁、五〇〇頁、五〇五頁。
- (27) 市場直次郎『筑紫路の絵馬』(西日本文化協会 一九七四) 八八・八九頁。
- (28) 『草場船山日記』三二一頁。

〔後記〕

小稿をまとめるにあたっては益富哲朗氏はじめ唐津市呼子町文化連盟・九州大学記録資料館九州文化史資料部門・名護屋城博物館・今野孝氏・梶嶋政司氏・細川章氏に御世話になり、ことに荒木見悟先生には草場佩川の詩について、その解説・解釈を御教示いただきました。ここに深く御礼申し上げます。